

## 印旛沼流域水循環健全化会議規約

### (名称)

第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 会議は、印旛沼・流域の再生に向けて、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」（以降、計画）に従い、流域関係者の連携・協働のもとに着実に計画を推進する。

### (協議事項)

第3条 この会議は、次の事項について検討・実践する。

- (1) 「印旛沼方式」に則り、計画で掲げた施策の実行
- (2) 策定した計画の実行状況や目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進め、必要に応じて計画の点検・見直し

### (委員会)

第4条 会議に委員会を設け、その委員は別表-1に掲げる学識者、水利用者、市民団体、行政等で構成する。

- 2 委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。
- 3 委員（水利用者及び行政関係）は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(行動連携推進委員会)

第5条 委員会の下に行動連携推進委員会を設け、次の事項以外は別に定める。

- 2 行動連携推進委員会は、次の事項について検討・実践する。
  - (1) 「現行動計画（案）」のフォローアップ及び「次期行動計画（案）」の検討
  - (2) より効果的・効率的な取組の推進に関する検討
  - (3) 各取組に関わる情報や課題の共有及びワーキング間の連携に関する調整

(印旛沼水質改善技術検討会)

第6条 委員会の下に印旛沼水質改善技術検討会（以下、「検討会」という。）を設け、次の事項以外は別に定める。

- 2 検討会は、次の事項について検討する。
  - (1) 合理的な水質指標の設定、その指標に基づく水質改善効果の検討
  - (2) 水質形成機構の解明
  - (3) 水道水源としての問題の解決
  - (4) 効率的な改善手法の選定及び事業化に向けた方策の検討
  - (5) その他検討会において必要と認める事項

(行政部会)

第7条 委員会の下に行政部会を設け、その部会員は別表－2に掲げる行政等で構成する。

- 2 行政部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。
- 3 部会員は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会には委員長を置き、学識者（河川）がその職務を行う。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 3 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(行政部会の運営)

第9条 行政部会には部会長を置き、千葉県水質保全課長をもって充てる。

- 2 部会長は、行政部会を代表し会務を総括する。
- 3 行政部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(印旛沼・流域再生大賞)

第10条 印旛沼・流域再生大賞の選考方法については別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課及び環境生活部水質保全課に置く。

- 2 事務局長は千葉県河川環境課長をもって充てる。

(規約の変更)

第12条 この規約は、委員会において、出席した委員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

- 2 別表－1～2に掲げる委員の変更にあたって、委員長の承諾を得た場合は前項の規定によらない。

(附則)

この規約は、平成13年10月18日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から運用する。

この規約は、平成19年6月1日から運用する。

この規約は、平成22年10月27日から運用する。

この規約は、平成25年7月31日から運用する。

この規約は、平成28年4月1日から運用する。

この規約は、平成29年9月1日から運用する。

この規約は、平成30年2月14日から運用する。

この規約は、平成30年3月13日から運用する。

この規約は、平成30年9月3日から運用する。

この規約は、平成31年3月12日から運用する。

この規約は、令和元年7月9日から運用する。

この規約は、令和元年9月30日から運用する。

この規約は、令和2年11月20日から運用する。

別表一 委員会 委員名簿

(R2.11.20 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
委員 (学識者)	山田 正	中央大学 教授
	中村 俊彦	放送大学客員教授
	原 慶太郎	東京情報大学 教授
	飯田 俊彰	岩手大学 教授
	近藤 昭彦	千葉大学 教授
	伊藤 弘之	国立研究開発法人 土木研究所 上席研究員
	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
	小倉 久子	元 県環境研究センター 水質環境研究室長
	二瓶 泰雄	東京理科大学 教授
	千代 慎一	元 県 環境研究センター長
	仲野 隆三	一般社団法人 J C総研 協同組合研究部 客員研究員
	長谷川 雅美	東邦大学 教授
	古嶋 美文	千葉黎明高等学校 非常勤講師
	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長
	福濱 方哉	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
	委員 (水利用者)	長谷川 邦彦
小川 佳男		印旛沼漁業協同組合長
委員 (市民団体)	小島 以久男	佐倉印旛沼ネットワークの会 代表幹事
	金親 博榮	谷当グリーンクラブ 代表
	横山 清美	環境パートナーシップちば アドバイザー
	高橋 修	NPO法人 印旛沼広域環境研究会 理事
委員 (行政関係)	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長	
	農林水産省 関東農政局 印旛沼二期農業水利事務所長	
	独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所長	
	県 総合企画部 次長	
	県 環境生活部 次長	
	県 農林水産部 次長	
	県 農林水産部 水産局長	
	県 県土整備部 次長	
	県 県土整備部 次長	
	県 企業局 水道部 次長	
	県 企業局 工業用水部 次長	
	県 教育庁 教育振興部 次長	
	千葉市 環境局 環境保全部長	
	船橋市 建設局 下水道部長	
	成田市 土木部長	
	佐倉市 土木部長	
	八千代市 都市整備部長	
	鎌ヶ谷市 都市建設部長	
	四街道市 都市部長	
	八街市 経済環境部長	
	印西市 都市建設部長	
	白井市 市民環境経済部長	
	富里市 都市建設部長	
	酒々井町 まちづくり課長	
	栄町 建設課長	
	長門川水道企業団 水道課長	

	氏 名	所 属 ・ 職 名
オブザーバー	国土交通省 水管理・国土保全局	河川環境課 河川環境保全調整官
	国土交通省 関東地方整備局	河川部 河川環境課長
	国土交通省 関東地方整備局	河川部 地域河川課長
	県 県土整備部	河川整備課長
	県 千葉土木事務所	所長
	県 葛南土木事務所	所長
	県 東葛飾土木事務所	所長
	県 印旛土木事務所	所長
	県 成田土木事務所	所長
	県 北千葉道路建設事務所	所長

別表－２ 行政部会 部会員名簿

(H30.9.12 時点)

	所 属 ・ 職 名
部会長	県 環境生活部 水質保全課長
部会員	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所副所長
	農林水産省 関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所調査設計課長
	独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所 管理課長
	県 総合企画部 政策企画課長
	県 総合企画部 水政課長
	県 環境生活部 自然保護課長
	県 環境生活部 循環型社会推進課長
	県 環境生活部 県民生活・文化課長
	県 農林水産部 農林水産政策課長
	県 農林水産部 安全農業推進課長
	県 農林水産部 耕地課長
	県 農林水産部 農地・農村振興課長
	県 農林水産部 畜産課長
	県 農林水産部 水産局 漁業資源課長
	県 県土整備部 道路整備課長
	県 県土整備部 道路環境課長
	県 県土整備部 河川整備課長
	県 県土整備部 河川環境課長
	県 県土整備部 都市整備局 下水道課長
	県 県土整備部 都市整備局 建築指導課長
	県 企業局 水道部 計画課長
	県 企業局 水道部 浄水課長
	県 企業局 工業用水部 施設設備課長
	県 教育庁 教育振興部 学習指導課長
	県 環境研究センター長
	県 千葉農業事務所長
	県 東葛飾農業事務所長
	県 印旛農業事務所長
	県 水産総合研究センター 内水面水産研究所長
	県 千葉土木事務所長
	県 葛南土木事務所長
	県 東葛飾土木事務所長
	県 印旛土木事務所長
	県 成田土木事務所長
	県 北千葉道路建設事務所長
	県 教育庁北総教育事務所長
	千葉市
	船橋市
	成田市
	佐倉市
	八千代市
	鎌ヶ谷市
	四街道市
	八街市
	印西市
	白井市
	富里市
酒々井町	
栄町	
長門川水道企業団 水道課長	

## 行動連携推進委員会規約

(名称)

第1条 本委員会は、行動連携推進委員会（以下「連携委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 「緊急行動計画」及び現「行動計画（案）」における取組の効果や蓄積された知見を整理し、関係機関による個別の取組の推進を図るとともに、次期「行動計画（案）」の策定に向けて、健全化全体を俯瞰し、関連する取組の連携を推進する。

(検討事項)

第3条 この検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 「現行動計画（案）」のフォローアップ及び「次期行動計画（案）」の検討
- (2) より効果的・効率的な取組の推進に関する検討
- (3) 各取組に関わる情報や課題の共有及びワーキング間の連携に関する調整

(連携委員会)

第4条 連携委員会は、別表－1に掲げる印旛沼流域水循環健全化会議委員会（以下「委員会」という）委員（行政関係除く）で構成する。

- 2 連携委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。
- 3 委員（水利用者）は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。



(ワーキング等)

第5条 連携委員会の下に、8つのワーキングおよびデータセンター、環境体験フェア検討委員会を設ける。

2 各ワーキング及び環境体験フェア検討委員会のメンバー等は別表-2から別表-8に掲げる学識者、行政等で構成する。

3 各ワーキング等は、次の事項について検討・実践する。

(1) 市町連携ワーキングは、流域市町が主体となった「みためし行動」及び流域全域への展開を推進する。

(2) 浸透ワーキングは、雨水浸透対策及び市街地面源負荷削減対策を推進する。

(3) 生活排水ワーキングは、生活排水対策を推進する。

(4) 農業ワーキングは、環境にやさしい農業を推進する。

(5) 水と地域のネットワークワーキングは、印旛沼流域における各主体の連携による印旛沼及びその周辺利用を活性化させる地域的な仕組みである「水と地域のネットワーク」の形成を推進する。

(6) 生態系ワーキングは、流域生態系の保全・再生を推進する。

(7) 学びワーキングは、印旛沼環境学習を推進する。

(8) 市民活動・企業連携ワーキングは、市民・企業の自主的な行動及び連携を推進する。

(9) データセンターは、各取組により得られたデータを集約・共有し、各取組に活用できるよう情報発信する。

(10) 環境体験フェア検討委員会は、イベントを通じて印旛沼の取組を広く情報発信する。

(連携委員会の運営)

第6条 連携委員会には委員長を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 委員長は、連携委員会を代表し会務を総括する。
- 3 連携委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(ワーキングの運営)

第7条 ワーキングには座長を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 座長は、ワーキング等を代表し会務を総括する。
- 3 ワーキング等は、必要に応じ、座長が招集する。

(規約の変更)

第8条 この規約は、連携委員会において、出席した委員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

- 2 別表－1～8に掲げる委員等の変更にあたって、委員長の承諾を得た場合は前項の規定によらない。

(附則)

この規約は、平成25年 7月31日から施行する。

この規約は、平成25年11月14日から施行する。

この規約は、平成28年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成28年 8月30日から運用する。

この規約は、平成28年10月11日から運用する。

この規約は、平成29年 2月24日から運用する。

この規約は、平成29年 9月 1日から運用する。

この規約は、平成30年 2月14日から運用する。

この規約は、平成30年 9月12日から運用する。

この規約は、平成31年 2月 4日から運用する。

この規約は、平成31年 3月12日から運用する。

この規約は、令和元年 7月 9日から運用する。

この規約は、令和元年 9月30日から運用する。

この規約は、令和2年 11月20日から運用する。

別表－1 行動連携推進委員会 委員名簿

(R2.11.20 時点)

	氏 名	所 属 ・ 氏 名
委員長	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
委員 (学識者)	山田 正	中央大学 教授
	中村 俊彦	放送大学客員教授
	原 慶太郎	東京情報大学 教授
	飯田 俊彰	岩手大学 教授
	近藤 昭彦	千葉大学 教授
	伊藤 弘之	国立研究開発法人 土木研究所 上席研究員
	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
	二瓶 泰雄	東京理科大学 教授
	千代 慎一	元 県 環境研究センター長
	仲野 隆三	一般社団法人 J C 総研 協同組合研究部 客員研究員
	長谷川 雅美	東邦大学 教授
	古嶋 美文	千葉黎明高等学校 非常勤講師
	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長
	福濱 方哉	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
委員 (水利用者)	長谷川 邦彦	印旛沼土地改良区 理事長
	小川 佳男	印旛沼漁業協同組合長
委員 (市民団体)	小島 以久男	佐倉印旛沼ネットワークの会 代表幹事
	金親 博榮	谷当グリーンクラブ 代表
	横山 清美	環境パートナーシップちば アドバイザー
	高橋 修	NPO法人 印旛沼広域環境研究会 理事

別表－2 浸透ワーキング メンバー名簿

(H29.2.24 時点)

	氏 名	所 属 ・ 氏 名
座長	二瓶 泰雄	東京理科大学 教授
メンバー (学識者)	宮澤 博	環境地水技術研究会 理事長
	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
メンバー (行政関係)	県 千葉土木事務所	
	県 葛南土木事務所	
	県 東葛飾土木事務所	
	県 印旛土木事務所	
	県 環境研究センター 水質環境研究室	
	船橋市	
	佐倉市	
	八千代市	
	鎌ヶ谷市	
	四街道市	
事務局	県 県土整備部 河川環境課	
	県 環境生活部 水質保全課	

別表－３ 生活排水ワーキング メンバー名簿

(H29. 2. 24 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
座長	千代 慎一	元 県 環境研究センター長
メンバー (学識者)	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
	藤村 葉子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
メンバー (行政関係)	農林水産部 農地・農村振興課	
	県 県土整備部 都市整備局 下水道課	
	県 環境生活部 水質保全課 (浄化槽班)	
	県 環境研究センター 水質環境研究室	
事務局	県 環境生活部 水質保全課	
	県 県土整備部 河川環境課	

別表－４ 農業ワーキング メンバー名簿

(H29. 9. 1 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
座長	仲野 隆三	一般社団法人 J C 総研 協同組合研究部 客員研究員
メンバー (学識者)	金親 博榮	谷当グリーンクラブ 代表
	相川 康行	J A 富里市 営農指導係長
メンバー (行政関係)	県 千葉農業事務所	
	県 東葛飾農業事務所	
	県 印旛農業事務所	
	県 農林総合研究センター	
	県 農林水産部 安全農業推進課	
	県 農林水産部 農林水産政策課	
	県 農林水産部 生産振興課	
	県 農林水産部 流通販売課	
	県 農林水産部 担い手支援課	
	事務局	県 県土整備部 河川環境課
県 環境生活部 水質保全課		

別表－５ 生態系ワーキング メンバー名簿

(R2. 11. 20 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
座長	長谷川 雅美	東邦大学 教授
メンバー (学識者)	林 紀男	県立中央博物館 上席研究員
	横林 庸介	県立中央博物館 共同研究員
	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
	西廣 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター 室長
		県 生物多様性センター
オブザーバー	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課	
	県 農林水産部 農地・農村振興課	
	県 水産総合研究センター 内水面水産研究所	
	県 印旛土木事務所	
	県 成田土木事務所	
事務局	県 県土整備部 河川環境課	
	県 環境生活部 水質保全課	

別表－6 学びワーキング メンバー名簿

(R2.11.20 時点)

	氏名	所属・職名
座長	古嶋 美文	千葉黎明高等学校 非常勤講師
メンバー (学識者)	綿貫 沢	元 印西市立いには野小学校 校長
	内田 儀久	佐倉市まちづくり顧問
	松原 充久	県 教育庁 北総教育事務所 指導主事
	桑波田 和子	NPO法人 八千代オイコス 理事
	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
メンバー (行政関係)	公益財団法人 印旛沼環境基金	
	県 環境研究センター 水質環境研究室	
	県 教育庁 北総教育事務所	
オブザーバー	印旛地区教育研究会 環境教育研究部 部長	
事務局	県 環境生活部 水質保全課	
	県 県土整備部 河川環境課	

別表－7 水と地域のネットワークワーキング メンバー名簿 (H31.3.12 時点)

	氏名	所属・職名
座長	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
メンバー (学識者)	古川 巖水	水の回廊社会実験 代表
	平川 雄幸	公益社団法人 佐倉市観光協会 専務理事
	新谷 義男	印旛沼探検隊 代表
	杉本 勉	元 佐倉市立臼井小学校 校長
	石川 浩史	PFI 佐原リバー株式会社 専務取締役
メンバー (行政関係)	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所調査課長	
	農林水産省 関東農政局 印旛沼第二期農業水利事業所調査設計課長	
	独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所管理課長	
	成田市 企画政策部 企画政策課長	
	佐倉市 企画政策部 理事	
	佐倉市 企画政策部 企画政策課長	
	八千代市 総務企画部 総合企画課長	
	印西市 企画財政部 企画政策課長	
	酒々井町 企画財政課長	
	栄町 企画政策課長	
	県 県土整備部 道路整備課長	
	県 県土整備部 道路環境課長	
	県 県土整備部 河川整備課長	
	県 県土整備部 河川環境課長	
	県 印旛地域振興事務所長	
	県 千葉土木事務所長	
	県 印旛土木事務所長	
県 成田土木事務所長		
オブザーバー	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長	
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課長	
	千葉市 総合政策局 総合政策部 政策調整課長	
事務局	県 県土整備部 河川環境課	
	県 環境生活部 水質保全課	

別表－８ 環境体験フェア検討委員会 メンバー名簿

(R1.7.9 時点)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
座長	近藤 昭彦	千葉大学 教授
メンバー (学識者)	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
メンバー (市民団体)	高橋 修	印旛沼流域環境・体験フェア 市民企画部会長
	岡本 隆	印旛沼土地改良区 理事
	道端 園枝	NPO せっけんの街 理事長
	草野 孝江	NPO 富里のホタル 理事長
事務局	大場 博子	印旛沼探検隊 事務局長
	県 県土整備部 河川環境課	
	県 環境生活部 水質保全課	

## 印旛沼水質改善技術検討会規約

(名称)

第1条 本検討会は、印旛沼水質改善技術検討会（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

第2条 印旛沼は、全国湖沼の中でも水質ワースト上位であり、利水障害などの問題を抱えているとともに、汚濁負荷の流出が利根川にも影響を与えており、汚濁負荷の削減が求められている。そこで、印旛沼を対象として、沼内の水質形成機構を解明した上で、水質改善を進めるための効率的な事業・施策を選定し、具体的に事業を進めることを検討の目的とする。

(検討事項)

第3条 この検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 合理的な水質指標を定め、その指標に基づき水質改善効果の検討を行う。
- (2) 水質形成機構を解明する。
- (3) 水道水源としての問題解決を図る。
- (4) 効率的な改善手法を選定し事業化に向けた方策を検討する。
- (5) その他検討会において必要と認める事項。

(検討会)

第4条 検討会は、別表－1に掲げる学識者、水利用者、行政等で構成する。

- 2 検討会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。
- 3 委員（行政関係）は、事故その他やむを得ない理由により出席できない時は、代理人を出席させることができる。



(ワーキング)

第5条 検討会の下に、水草再生ワーキングおよび水質改善工法検討ワーキングを設け、各ワーキングのメンバーは別表－2および別表－3に掲げる検討会委員及び学識者、行政等で構成する。

2 各ワーキングは、次の事項について検討・実践する。

(1) 水草再生ワーキングは、沈水植物群落の再生等に関する技術的検討を行う。

(2) 水質改善工法検討ワーキングは、印旛沼の効果的・効率的な水質改善手法に関する技術的検討を行う。

(検討会の運営)

第6条 検討会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

2 座長は、検討会を代表し会務を総括する。

3 検討会は、必要に応じ、座長が招集する。

(ワーキングの運営)

第7条 ワーキングには座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

2 座長は、ワーキングを代表し会務を総括する。

3 ワーキングは、必要に応じ、委員長が招集する。

(規約の変更)

第8条 この規約は、検討会において、出席した委員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

2 別表－1～3に掲げる委員等の変更にあたって、委員長の承諾を得た場合は前項の規定によらない。

(附則)

この規約は、平成15年 1月17日から施行する。

この規約は、平成16年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成25年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成25年 7月31日から運用する。

この規約は、平成28年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成29年 4月 1日から運用する。

この規約は、平成29年 7月14日から運用する。

この規約は、平成30年 2月22日から運用する。

この規約は、平成30年 9月 3日から運用する。

この規約は、平成31年 3月15日から運用する。

この規約は、令和 元年 7月 9日から運用する。

この規約は、令和 2年 3月24日から運用する。

この規約は、令和 2年11月20日から運用する。

別表一 1 印旛沼水質改善技術検討会 委員名簿

(R2.3.24 時点)

	氏名	所属・役職
委員長	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
委員 (学識者)	山田 正	中央大学 教授
	国包 章一	元 静岡県立大学 教授
	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長
	福濱 方哉	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
	西村 宗倫	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水循環研究室 主任研究官
	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
	中村 俊彦	放送大学客員教授
	原 慶太郎	東京情報大学 教授
	近藤 昭彦	千葉大学 教授
委員 (行政)		国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長
		独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所長
		長門川水道企業団 水道課長
		県 県土整備部 河川環境課長
		県 環境生活部 水質保全課長
		県 環境研究センター長
		県 企業局 水道部 次長
		県 企業局 水道部 浄水課長
オブザーバ ー		国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川環境保全調整官
		国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長
		国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課長
		県 印旛土木事務所長
		県 成田土木事務所長

別表－２ 水草再生ワーキング メンバー名簿

(R2.11.20 時点)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
座長	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長
メンバー (学識者)	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
	福濱 方哉	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
	永田 尚志	新潟大学研究推進機構超域学術院 朱鷺・自然再生学研究センター 教授
	西廣 淳	国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター 室長
	戸谷 英雄	公益財団法人 河川財団 研究フェロー
	平田 淳一	県 水産総合研究センター 内水面水産研究所 主任上席研究員
	林 紀男	県立中央博物館 環境科学研究科 主任上席研究員
	本橋 敬之助	元 公益財団法人 印旛沼環境基金 上席研究員
オブザーバー	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
	大寄 真弓	国立研究開発法人 土木研究所 水環境研究グループ 河川生態チーム 研究員
		県 環境研究センター 水質環境研究室
		県 印旛土木事務所
		県 成田土木事務所

別表－３ 水質改善工法検討ワーキング メンバー名簿

(R2.3.24 時点)

	氏 名	所 属 ・ 役 職
座長	福濱 方哉	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
メンバー (学識者)	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
	高村 典子	元 独立行政法人 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター長
	西村 宗倫	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 水循環研究室 主任研究官
	小倉 久子	元 県 環境研究センター 水質環境研究室長
委員 (行政)		国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長
		独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所 管理課長
		長門川水道企業団 管理係 主査補
オブザーバー		県 環境研究センター 水質環境研究室
		県 印旛土木事務所
		県 成田土木事務所